



【別紙】

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社に取締役18名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>18名以内を置く。</p> <p><u>2 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>2 補欠のため選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠のため選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間とする。</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第 26 条 <u>当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任)</p> <p>第 27 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を若干名選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、取締役会決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第 27 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第33条～第34条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第72回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>